

平成 29 年 12 月 7 日

長野県

出荷制限等指示後の管理の考え方

－野生鳥獣（ニホンジカ）－

1 出荷制限等について

本県では、これまでも県内全域における野生動物の放射線モニタリング調査を実施して、定期的に結果を公表しており、基準値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じて、個体数調整従事者、狩猟関係者、食肉処理加工業者等に対して当該市町村内において捕獲されたニホンジカの食肉利用を自粛していただくよう呼びかけている。

現在県の検査結果を基に、野生のニホンジカ肉で基準値を超えた検査結果があった北佐久郡軽井沢町、諏訪郡富士見町においては、出荷及び摂取の自粛を行っている。

この他、報道機関や県ホームページへも情報を掲載するなどして、一般県民に広く周知を行っている。

2 制限区域外における調査体制

本指示による制限区域外のニホンジカについては、現在実施している野生動物の放射線モニタリング調査を強化し、定期的に結果を公表するとともに、基準値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じて、個体数調整従事者、狩猟関係者、食肉処理加工業者等に対して当該市町村内において捕獲されたニホンジカの食肉利用を自粛していただくよう呼びかける。

また、報道機関や県ホームページへも情報を掲載するなどして、一般県民に広く周知を行う。